

添付法令資料 5 :

クライアントに対する外国の信用組織又は銀行支店の貸付活動に関して定める
ベトナム国家銀行の通知 (目次)

2016 年 12 月 30 日付第 39/2016/TT-NHNN 号通知 / 17.03.15 施行

第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 26 条)

第 2 章 具体的規定

第 1 目 経営活動にサービスする貸付活動 (第 27 条ないし第 29 条)

第 2 目 生活需要にサービスする貸付活動 (第 30 条ないし第 32 条)

第 3 章 実現組織 (第 33 条ないし第 35 条)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所